最終更新日：2017年6月29日
ラサ商事株式会社
代表取締役社長 井村　周一
問合せ先：常務取締役経営企画室長 大岡　隆
証券コード：3023
http://www.rasaco.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営テーマと認識し、積極的に取り組んでおります。その基本的な考え方は、取締役会および監査等委員会を中心として、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、株主・取引先等ステークホルダーへの説明責任を果たし、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を構築、維持することです。

【基本方針】
⑴ 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
⑵ 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
⑶ 会社情報の透明性を確保するとともに、適時・適切に情報開示します。
⑷ 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行えるよう、取締役会の役割・責務を適切に果たします。
⑸ 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
政策保有株式につきましては、取引先からの株式保有の要請を受けて、事業戦略、円滑な取引関係を維持するなどの観点から、その合理性を取締役会にて十分吟味のうえ、企業価値を向上させるための中長期的視点に立った総合的な判断により保有しています。また、保有後も定期的に、取締役会において、政策保有株式のリターンとリスクなどについて報告し、保有を継続するか否かを判断しています。
また、同株式に係る議決権行使は、発行会社および当社の企業価値の向上を期待できるか否か等を総合的に判断して行っています。ただし、企業価値を毀損すると判断した議案については肯定的な判断を行いません。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、取締役と取引を行う場合には取締役会の承認が必要である旨を取締役会規則にて定めています。取締役会の決議に当たっては、取引内容の妥当性や経済合理性について確認いたします。
また、主要株主等と取引を行う場合には、一般的な取引と同様に、所定の決裁権限に基づき承認することにしており、重要性の高い取引については取締役会の承認を得ています。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念に則り、これからも更なる発展を遂げるために、絶えず変化する時代を捉え、社会の要請に呼応する新たなコア・コンピタンスを創造・育成していくことで、会社の永続的な発展に貢献し、自らも更なる飛躍を目指してまいります。
・コーポレート・ガバナンスを機能させるために、リスクマネジメントの徹底とコンプライアンスの強化を図ります。
・経営資源の選択と集中により経営効率を高め収益の一層の拡大を図ります。
・高度の商品知識や技術力を持つ人材の育成に注力し、人的基盤の充実を図ります。
・自己資本比率の一層の充実を図り、財務基盤を強化し、新たな投資・事業拡大への即対応体制を強化します。
【中長期ビジョン】
効率的かつ戦略的なグループ経営体制の早期確立と新しい柱となる事業分野の育成
・シナジー効果の極大化を図るグループ体制を構築します。
・資源・金属素材から機械、環境設備関連までグローバルに事業を展開します。
・当社独自のエンジニアリング技術の革新に努め、環境ビジネスを拡大します。
・常に、顧客の立場に立ち、現場に密着した提案営業を進めるとともに満足いくサービスを提供します。
・明日に向けて、広く産業界に役立つコア・コンピタンスを創造し、育てます。

（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書１．　１「基本的な考え方」をご参照ください。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、「金銭報酬」としての基本報酬および短期業績連動報酬ならびに中長期的な株主価値に連動する「業績連動型株式報酬」から成り立っています。
「金銭報酬」は、年額４億円以内（内、社外取締役分は50百万円以内）で、その内、基本報酬(80％目処)は、当社の業績および社会情勢、職位および職務の内容、ならびに過去の支給実績、他社の役員の報酬水準などを勘案し、取締役ごとに設定しています。また、短期業績連動報酬は、連結当期純利益を基に算出した枠に、中長期的な業績向上に対する貢献枠（定性評価を含む）を加えた額から構成されています。
「金銭報酬」については、本方針に基づき作成した案を、取締役会に先立って、取締役社長が、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会と協議し、必要に応じて客観的な意見を反映させたうえで、あらためて取締役会にて審議・決議をします。
また、インセンティブ報酬制度として、「業績連動型株式報酬」（信託方式）を導入しております。本制度は、取締役会が定める「株式交付規程」に基

づき、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対して、その役位および中期経営計画の連結純利益目標達成率に応じた当社株式を付与するという制度です。当社は、「金銭報酬」とは別枠で本制度を採用しており、当初3年間（以後更新可）の信託期間中に1億70百万円を上限とする金員を取締役に対する報酬として拠出しております。
監査等委員である取締役の報酬については、基本報酬である「金銭報酬」のみ（年額1億円以内）の構成とし、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うことにあたっての方針と手続
取締役の指名については、以下の基準に相応しい候補者を社長が取締役会に提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し株主総会議案として提出しています。
【取締役候補の指名基準】
⑴ 法定の要件を備えていること
⑵ 経営感覚が優れていること
⑶ 指導力、統率力および企画力が優れていること
⑷ 役員にふさわしい人格、識見を有すること
役員候補者の選任案については、本方針に基づき作成した案を、取締役会に先立って、取締役社長が監査等委員会と協議し、必要に応じて客観的な意見を反映させたうえで、あらためて取締役会にて審議・決議をします。なお、監査等委員である取締役候補の指名については、事前に監査等委員会の同意を得た上で取締役会に付議しています。

（ⅴ）取締役の選任・指名についての説明
当社は、株主総会参考書類に、取締役個々の選任理由を開示しております。また、社外役員の個々の選任理由については、本報告書「Ⅱ1.取締役関係」欄にも記載しております。

【補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規則において取締役会に付議すべき事項を定めており、当該事項に関しては、取締役会において審議および決議を行っております。
また、社外取締役を除く取締役を主要なメンバーとする「経営会議」では、経営上の重要事項の立案、調査、検討および実施結果の報告などを行い、協議検討しています。監査等委員でない取締役は、取締役会で委嘱された職務の範囲内で、「業務分掌規程」「職務権限規程」などの社内規程に定められた決裁権限に基づき、経営に当たっています。各事業分野の担当取締役および執行役員は、取締役会で決議された経営計画に基づき、諸施策を決定するとともに職務を遂行しています。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在、当社が定める「社外役員に関する独立性判断基準」の要件を満たす社外取締役を2名選任しており、両名とも東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【原則4－9　社外取締役の独立性判断基準】
当社の社外取締役に関する独立性判断基準は、以下の基準に該当しないものとします。

⑴ 過去に当社または子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役であったもの
⑵ 当社の現在の主要株主である企業の業務執行者
⑶ 当社の主要な取引先または当社を主要な取引先とする企業の業務執行者
⑷ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
⑸ 過去2年間において、⑵から⑷に該当していたもの
⑹ ⑶から⑸に掲げる者の近親者
⑺ 子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役の近親者
⑻ 当社が多額の寄付を受けている先またはその出身者

注
⑴ 業務執行者：業務執行取締役、執行役員および部長クラスの者その他これらに準じるもの
⑵ 主要株主：議決権比率10%以上の株式を保有するもの
⑶ 主要な取引先：主要な取引先とは次のいずれかに該当するものをいう。
　ⓐ 当社または取引先いずれかにおいて、過去3年間の平均取引額が、連結売上高の2%以上を占めるもの
　ⓑ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社
⑷ 多額の金銭その他の財産：過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産
⑸ 近親者：配偶者、二親等内の親族
⑹ 多額の寄付：過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産

【補充原則4－11①　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社は、当社事業について専門知識・能力を有する社内出身の取締役と、独立した客観的立場から積極的に意見を述べることができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とします。なお、当社定款にて監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内と定められています。また、取締役候補者は、「原則3－1（ⅳ）」の方針に基づき選任します。

【補充原則4－11②】取締役の兼任の状況】
当社の取締役は、いずれも他の上場会社の役員を兼任していません。なお、未上場会社の役員の兼任状況のうち重要なものは、有価証券報告書にて開示します。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性分析・評価の結果】
当社は、取締役（監査役）全員を対象に、外部機関が作成した取締役会の運営等についての自己評価アンケートを実施しており、その集計結果および監査役会からの報告・意見に基づき、取締役会にて取締役会全体の実効性についての分析・評価を行うこととしております。
2016年度の取締役会の実効性評価に際しては、取締役会の現状を認識するとともに課題を抽出し、更なる取締役会の機能向上を図ることを目的に、社外役員を含めた取締役および監査役の全員を対象に外部機関が提供するアンケートを実施いたしました。その集計結果および監査役会からの報告・意見を踏まえ上で、分析・評価を行い、取締役会の実効性が概ね確保されていると判断いたしました。その概要は以下のとおりです。
取締役の員数および知識・経験の多様性等の取締役会の構成、取締役会のスケジュールや審議内容、内部統制やリスク管理体制の構築および運用状況、取締役・監査役に対する支援体制等について、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると認識しております。

一方で、取締役会付議基準の見直しや資料の早期提出、社外役員に対する更なる情報提供等の意見が抽出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活発化に向けた課題についても共有いたしました。
今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を更に高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則４－１４②取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、社外取締役以外の取締役が新たに就任する際に、外部が開催する新任役員セミナーに参加するとともに、就任後は、各役員の判断により職務遂行に必要な外部研修等に参加し、情報収集に努めています。
常勤監査等委員については、日本監査役協会が主催するセミナーに参加するなどして必要な情報を得る他、他の会員企業との情報交換に努めています。
社外取締役については、就任時に当社グループの事業・財務・組織等に関する説明を中心に、知識習得の機会を設けるとともに、就任後も必要に応じて継続しています。
また、自由と平等の保障が人類普遍の原理であるとの観点から、毎年、全役員を対象に、幅広く人権問題に関する研修を開催しています。
さらに、法改正や経営環境に大きな変化があった場合などは、外部から講師を招へいして周知・徹底します。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、社長直轄の経営企画室が担当しています。必要な情報の収集・発信は、経営企画室が各営業本部・管理本部・連結子会社と連携しとりまとめています。具体的な株主との対話については、経営企画室が代表取締役社長、IR担当取締役と対応を協議し、適切に対応するものとしています。株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会（年2回）、個人向投資家説明会（年数回）などを開催したり、適宜機関投資家とのスモールミーティングを実施したりして、当社の企業経営や事業活動についてわかり易い説明に努めています。株主・投資家との対話に際しては、社内規則「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大平洋金属株式会社	1,040,000	8.38
MSIP CLIENT SECURITIES	720,000	5.80
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）	649,200	5.23
アトラス　コプコ　コンストラクション　ツールズ　エイビー	400,000	3.22
日本生命保険相互会社	370,000	2.98
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	370,000	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	360,000	2.90
クニミネ工業株式会社	290,000	2.33
大平洋機工株式会社	207,000	1.66
三機工業株式会社	200,000	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柿原　康一郎	他の会社の出身者								△			
森脇　幸治	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿原　康一郎	○	○	柿原氏は、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者であります。株式会社三井住友銀行は、複数ある借入先の一つでありますが、当社が定める「独立性判断基準」における「資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関」ではありません。また、同氏は、同行を退職してから10年以上が経過しており、同行の意向に影響される立場になく、独立性が確保されていると判断しております。	同氏は、金融機関での勤務経験により、財務・会計に関する深い造詣を有しているとともに、2013年6月まで日本コークス工業株式会社の　取締役副社長を務め、経営者として手腕を発揮しておりました。これらのことから、当社がグローバルな事業展開および持続的な企業価値向上を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンス機能の強化に貢献する人材であると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役といたしました。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

森脇　幸治	○	○	森脇氏は、当社の取引先であるラサ工業株式会社にて専務取締役経営企画室長などを経験された後、2011年6月に同社取締役を退任しております。当社は1939年1月に同社の子会社として設立されましたが、1961年11月に同社が当社株式を全株売却したことにより関係会社ではなくなっております。また、現在同社は当社株式を保有しておりません。 なお、同社とは、過去3年間平均で10億35百万円の仕入取引がありますが、同氏は同社取締役を退任してから約6年が経過しており、当社が定める「独立性判断基準」に照らし合わせて独立性が確保されていると判断しております。	同氏は、2011年6月までラサ工業株式会社の代表取締役専務取締役を務めており、在任中は化成品事業や経営企画部門などを担当するとともに、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、当社がグローバルな事業展開および持続的な企業価値向上を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンス機能の強化に貢献する人材であると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役といたしました。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資本的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務人事企画部および内部監査室の社員がその職務に当たっております。当該社員らは、監査等委員でない取締役から独立して専ら監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動には監査等委員会の同意を要するものといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員による監査の質と効率の向上のため、また、会計監査人の監査の相当性の判断のためにも、会計監査人との連携は不可欠と認識しております。具体的には、会計監査人から監査計画書を受領し、会計監査人の往査および監査総評に常勤監査等委員が立ち会うほか、監査の実施経過について報告を求めております。また、監査等委員会は、期中監査で発見された事項等について、会計監査人と幅広く意見交換を行うことにより、会計監査人の監査の相当性についての判断を行っております。　内部監査室は、内部監査の効率・実効性を高めるため、監査等委員会と連携し、常勤監査等委員に対して監査結果の報告および意見・情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役の独立性判断基準は、本報告書、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」欄の原則4－9をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるために、インセンティブ報酬制度として、「業績連動型株式報酬」（信託方式）を導入しております。本制度は、取締役会が定める「株式交付規程」に基づき、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対して、その役位および中期経営計画の連結純利益目標達成率に応じた当社株式を付与するという制度です。当社は、「金銭報酬」とは別枠で本制度を採用しており、当初3年間（以後更新可）の信託期間中に1億70百万円を上限とする金員を取締役に対する報酬として拠出しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。
2017年3月期における当社の役員報酬は以下のとおりです。
役員報酬

取締役（社内）に支払った報酬	123百万円
取締役（社外）に支払った報酬	4百万円
監査役（社内）に支払った報酬	14百万円
監査役（社外）に支払った報酬	6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」欄の原則3－1（iii）をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

原則として月1回開催しております定例取締役会開催日時を、あらかじめ年度当初に設定しております。
社外取締役に対し、取締役会事務局である総務人事企画部は、定例取締役会に上程される議案につき、資料および情報提供等を行うとともに、必要に応じて補足説明を行っております。また、議案の内容によっては、取締役会の開催前に資料を提供し、事前に意見を伺っております。
監査等委員会において、常勤監査等委員は重要な会議の状況や、重要な決裁書類等について、監査等委員である社外取締役と情報を共有するとともに、監査等委員である社外取締役が希望する場合は、自らの監査を行使できる体制としております。
なお、社外取締役の庶務事項に関しましては、総務人事企画部がサポートする体制としております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、2017年6月28日開催の第115期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社の機関の内容および監査・監督の内容は以下のとおりです。

⑴ 会社の機関の内容
取締役会は、監査等委員でない取締役8名と、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）で構成され、当社の業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、原則毎月1回以上開催しております。
当社は、経営における意思決定・監督機能と執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進するため、執行役員制度を採用しております。
また、当社は、取締役会における審議内容の充実を図るため、経営上の重要案件について審議する機関として、常勤取締役を中心としたメンバーで構成される「経営会議」および各種委員会を設けており、これらの機関で十分に審議された案件を、取締役会に付議することとしております。

⑵ 監査等委員会
監査等委員は3名であり、そのうち2名が社外取締役です。監査等委員は、取締役会に出席するとともに、常勤監査等委員は「経営会議」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する適正な監査を行うとともに、十分な情報に基づいて経営全般に関して幅広く監査を行っております。

⑶ 内部監査室
社長直轄の組織の内部監査室が、各年度毎に内部監査計画を策定し、「内部監査規程」に基づき、日常の業務の適正性、合理性、効率性を監査するため、原則年1回、グループ会社を含めた全部門を対象に監査を実施し、改善策を提言しております。
また、内部監査室は、監査等委員会および会計監査人と連携を取り、内部監査の実効性、効率性を高めております。

⑷ 会計監査人
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員である武川博一、中村尋人であり、2名は監査法人大手門会計事務所に所属しております。同監査法人および当社の監査業務を執行した業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は、監査等委員でない取締役8名と、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）で構成されております。効率的かつ迅速な職務の執行と同時に、社外取締役による監督機能が適切に働く体制の確保に努めております。
また、監査等委員会は、会計監査人および内部監査室と連携し、合理的かつ効果的な監査体制を構築しております。
従いまして、現状のコーポレート･ガバナンス体制が、当社に相応しい形態であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年6月下旬に開催される株主総会の招集通知を、法定期日の3営業日以上前に発送し、法定期日の7日以上前にTDnetと当社ウェブサイトにPDFデータを掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、正確な財務諸表等の作成、適切な監査期間の確保などを考慮した上で、株主総会の開催日を決定します。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページに掲載しています。 URL：http://www.rasaco.co.jp/ir/management/04.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主向け会社説明会を年数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年決算説明会を5月に、第2四半期決算説明会を11月に開催しております。なお、機関投資家向けには個別訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社外コンサルタントの協力も得て、更なる充実に努めております。 URL http://www.rasaco.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長直轄組織の経営企画室を設置し、IRを一元的に管理・実践しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動指針として、「法令等遵守規程」や「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守はもとより社会規範に則った責任ある行動の啓蒙を図っております。 コンプライアンス強化の観点からは、「公益通報者保護に関する規程」を定め、通報者の保護を図るとともに、役職員からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組を定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図る体制をとっております。 また、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定め、インサイダー取引の未然防止の対応を図り、社員教育を実施しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、「環境への取組み方針」を策定し、再生コピー紙の利用やこまめな冷暖房温度の調整、照明の消灯を心掛けるほか、事業所の一部に太陽光発電設備を設置し、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページに掲載しています。 URL：http://www.rasaco.co.jp/ir/management/04.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、コンプライアンス体制の確立が経営の根幹であることを深く自覚し、当社グループ共通の「法令等遵守規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、コンプライアンス重視の企業風土の構築・定着を徹底するべく、体制の強化を図ってまいります。

⑵ 当社総務人事企画部は、当社グループコンプライアンス統括部門として、グループ全ての役職員に対する継続的な啓発活動を推進すると共に、各社で役職員による自主点検を実施させることにより、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。

⑶ 当社グループは、法令等違反行為を早期に発見するために、共通のコンプライアンス・ヘルプライン（通報・相談窓口）を設置いたします。

⑷ 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

⑸ 当社代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」にて、取締役の主導の下、当社グループの内部統制システムの整備・運用評価を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、関連資料とともに検索性の高い状態で保存・管理いたします。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの事業活動推進にあたって、当社は、想定されるリスクの評価、対応方針、具体的対策等を「リスクマネジメント委員会」および「経営会議」にて、事前に検討した上で実施いたします。ただし、「取締役会規則」に定められた決議事項については、取締役会の決議を経て実施いたします。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴ 当社は、原則、月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの経営に関する重要事項についての意思決定を行ってまいります。また、取締役会に付議する重要事項については、必要に応じて、事前に「経営会議」にて審議し、そこでの議論を基に、取締役会に付議する体制といたします。

⑵ 当社グループの取締役は、職務執行状況について、各社の取締役会において適宜報告いたします。

⑶ 当社は、経営における意思決定・監督機能と執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進するため、執行役員制度を採用いたします。

⑷ 当社グループは、「取締役会規則」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、役職員の役割と権限を明確にすることで、適正かつ効率的な職務の執行を図ってまいります。

⑸ 当社グループは、財務報告および経営資料作成のためのIT化を推進すると共に、情報共有化ツールとしての社内ポータルサイト等の一層の充実を図ってまいります。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴ 当社グループは、事業活動の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、当社が子会社に対し助言・指導を行う管理体制を構築するとともに、子会社が経営上の重要事項を実施する場合は、当社取締役会にも付議することといたします。

⑵ 海外子会社等の事業拠点については、現地の法令を遵守し、慣習を尊重いたします。

⑶「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が当社グループの内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査いたします。

⑷ 当社グループは、原則月1回、当社グループの取締役等が出席する「グループ連絡会」を開催し、子会社の取締役が子会社に関する重要事項について報告することといたします。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴ 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものといたします。

⑵ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して専ら監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動には監査等委員会の同意を要するものといたします。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

⑴ 当社の取締役ならびに子会社の取締役および監査役は、重要情報を共有することを基本方針といたします。

⑵ 当社は、常勤監査等委員が「経営会議」等重要会議に出席し、決議事項および報告事項ならびに審議過程を把握できる体制といたします。

⑶ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会、常勤監査等委員または監査役に報告するものといたします。

⑷ 当社グループの取締役および使用人等が、監査等委員会から業務執行に関する事項およびその他重要な事項について報告を求められたときは、迅速かつ適正に対応いたします。

⑸ 当社内部監査室は、当社グループの内部監査計画および監査結果等を監査等委員会に報告いたします。

⑹ 当社総務人事企画部は、コンプライアンス・ヘルプライン（通報・相談窓口）に寄せられた当社グループの内部通報の状況等を監査等委員会に報告するものといたします。また、当社は、当該報告をしたことを理由として報告者に対して報復行為や人事処遇上の不利益な取り扱いを行うことを禁止いたします。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 当社は、代表取締役社長が監査等委員と定期的会合を持つことにより、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図ってまいります。

⑵ 当社は、会計監査人の往査および監査総評には、常勤監査等委員が立ち会うものといたします。

⑶ 監査等委員会は、当社内部監査室との連携を密にし、監査業務の実効性と効率性を図ってまいります。

⑷ 当社グループの監査等委員および監査役は、定期的に「グループ監査連絡会」を開催し、意見・情報交換を行うものといたします。

⑸ 当社は、監査等委員から職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、各社担当部門において精査の上、当該費用または債務の処理をするものといたします。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

⑴ 当社取締役は、信頼に足る財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの役職員に対してあらゆる機会を捉えて、正しく業務を遂行すべきことが、業務の有効性および効率性を向上させる手段であることを周知徹底させるなど、内部統制の強化を図ってまいります。

⑵ 当社取締役は、当社グループの資産の取得、譲渡、有効利用が正当な手続きと承認のもとで適切に行われるように、資産の保全に最善の努力をいたします。

⑶ 当社グループは、財務報告の作成過程において誤謬等が生じないよう、ITの活用を推進し、実効性のある内部統制システムを構築いたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒否することを宣言しております。反社会的勢力が介入してきたときの窓口は、コンプライアンス統括部門の総務人事企画部、対応責任者は、総務人事企画部長とし、総務人事企画部との円滑な連携・協力体制のもと、組織が一致して冷静な対応を行うこととしております。
また、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社員への対応の徹底を図っております。さらに、「中央地区特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、研修に参加する等情報収集に努めるとともに、外部情報機関との連携も取ることができる体制としております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．基本方針
当社は、証券市場において当社の企業価値に関する適正な評価を得ること、さらには経営の透明性を確保することを目的として、当社に関する情報を 「公平性」 に十分な配慮をしながら「積極性」 をもってすべての市場参加者に伝えるよう努めてまいります。そのためには 「迅速性」 と「網羅性」 を備えた収集体制と、十分な 「適時性」、「適法性」、「正確性」 を保ち、「公式性」のある手続を踏んだ分析体制を敷くこととしております。

2．情報取扱責任者：　経営企画室長

3．ディスクロージャー・ポリシー

⑴ 情報開示の基準
当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の 「有価証券上場規程」 に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に従って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生 じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示します。

⑵ 開示の方法
適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する 「TDnet （適時開示情報伝達システム）」へ登録し公開した後、東京証券取引所内記者クラブ(兜倶楽部）を通じ、報道機関に対して同一情報を提供するとともに、当社ホームページに掲載します。

⑶ 業績予想および将来情報の取り扱い
当社が開示する業績予想、計画、戦略、目標等のうち、歴史的事実でないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確実な要素を含んでおります。実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。

⑷ 沈黙期間
当社は、情報開示の公平性を確保するため、本決算期日ならびに各四半期決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、この期間中は決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとします。ただし、沈黙期間中に業績予想から大きな乖離が生じる見込が出てきたときは、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行います。

4．.適時開示に係る社内体制
社内における適時開示の業務プロセスについては、添付模式図のとおりです。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

適時開示の業務プロセス

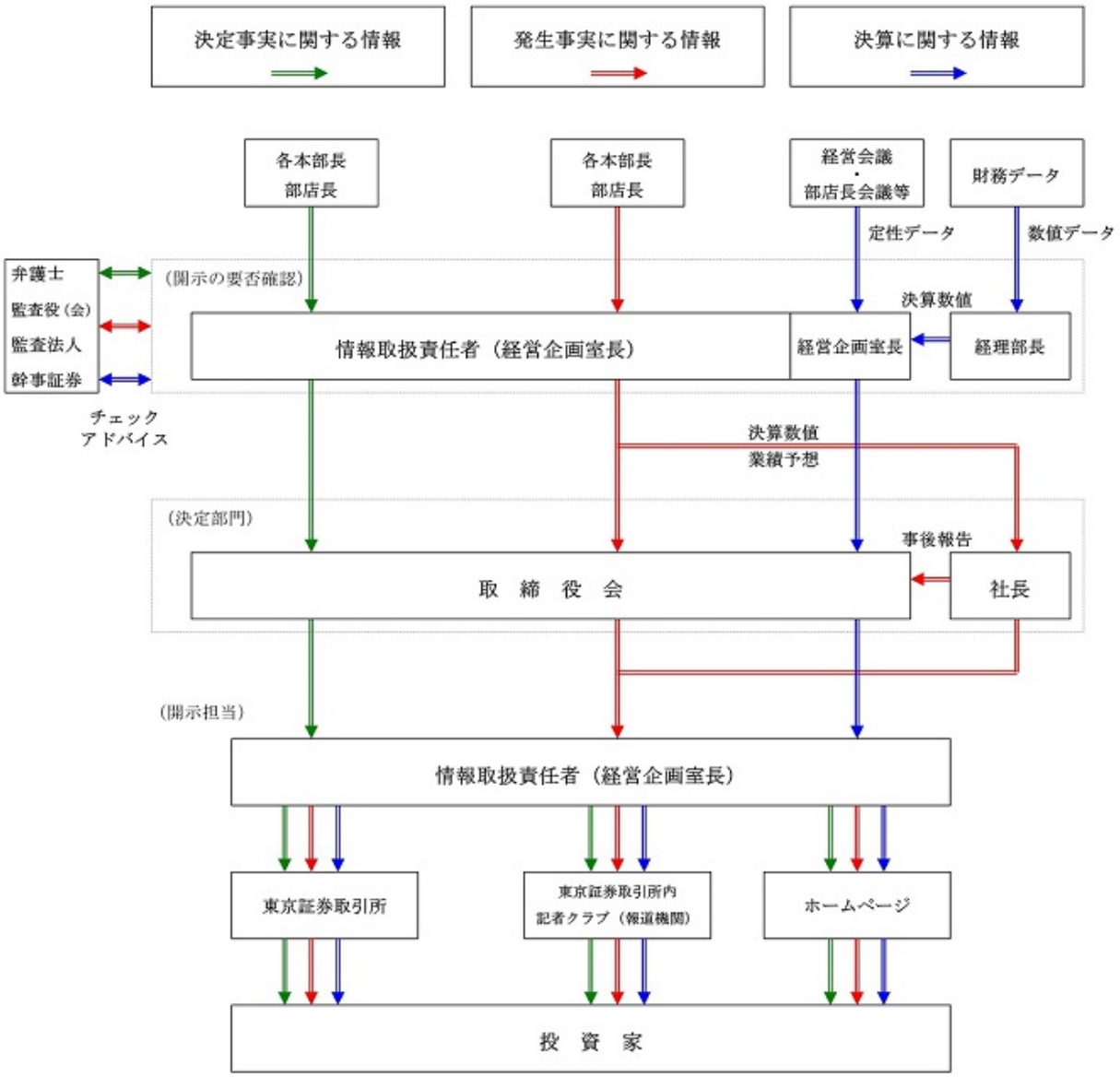

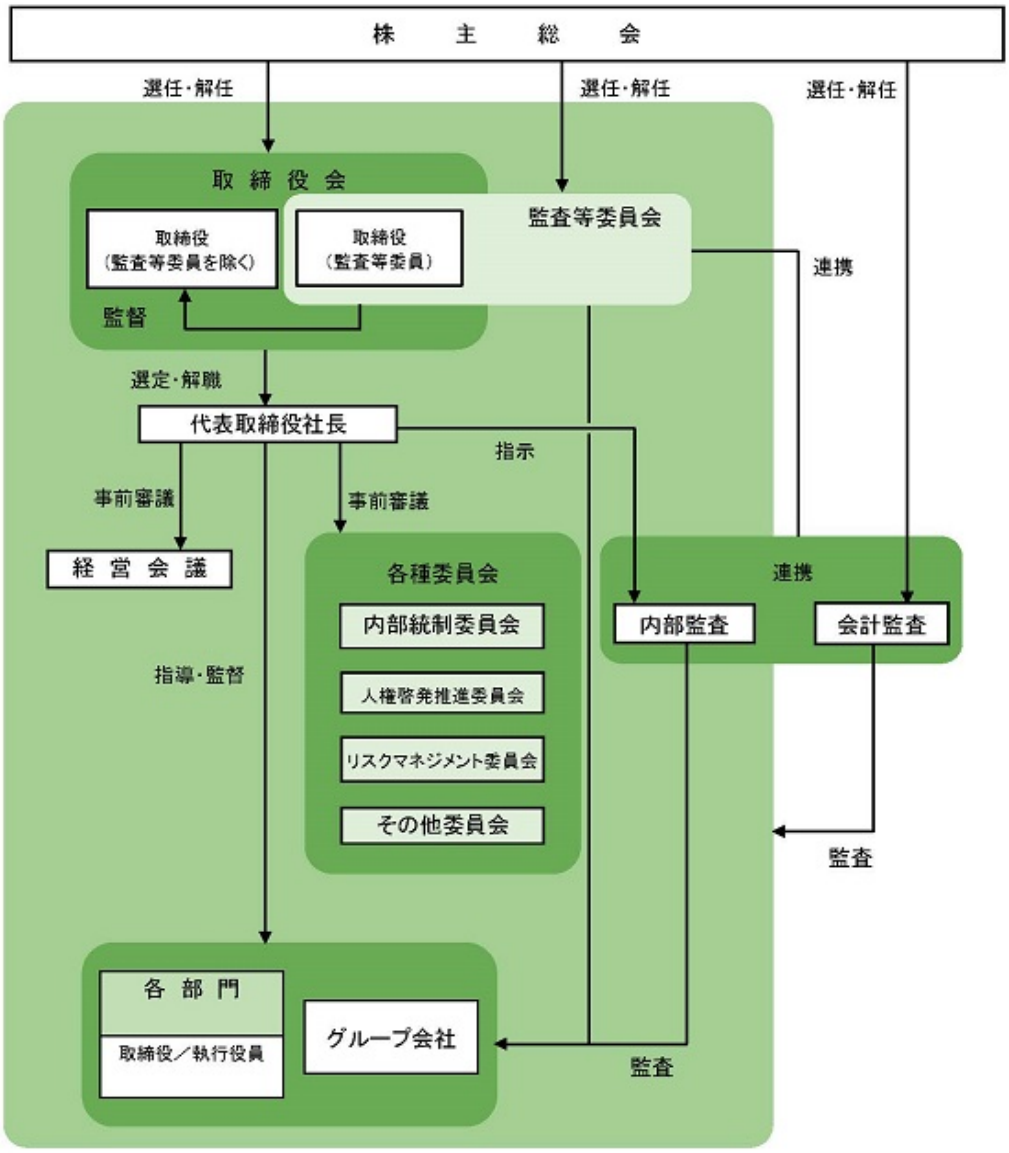
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取 締 役 会
取締役
（監査等委員を除く）
取締役
（監査等委員）
監査等委員会
連携
監督
選定・解職
代表取締役社長
指示
事前審議
事前審議
経 営 会 議
各種委員会
内部統制委員会
人権啓発推進委員会
リスクマネジメント委員会
その他委員会
連携
内部監査
会計監査
指導・監督
監査
各 部 門
取締役／執行役員
グループ会社
監査